車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中部地方整備局長　西村　　拓

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平８番１から愛知県新城市名号字杉本16番１まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中部地方整備局長　西村　　拓

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合788番４から浜松市浜名区引佐町東黒田字桑田263番３まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折の禁止

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他２以上の道路が交わる場合における当該２以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を右折して第３欄の道路に入ってはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道473号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合（佐久間川合インター交差点）	一般国道474号
浜松市道佐久間小田敷線	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオンランプ交差点）	一般国道474号
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオフランプ交差点）	一般国道473号

⑵　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
三重県道59号線	三重県松阪市上川町（上川大黒交差点）	一般国道42号
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合（佐久間川合インター交差点）	一般国道473号
一般国道473号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合（佐久間川合インター交差点）	一般国道474号
浜松市道佐久間小田敷線	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオンランプ交差点）	一般国道474号
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオフランプ交差点）	一般国道473号
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道151号
一般国道151号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道474号
（既指定箇所の削除）		
一般国道42号	三重県尾鷲市南浦（尾鷲南インター交差点）	一般国道42号（熊野尾鷲道路）
一般国道42号	三重県松阪市八田町	一般国道42号

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
三重県道59号線	三重県松阪市上川町（上川大黒交差点）	一般国道42号
一般国道42号	三重県松阪市上川町（上川大黒交差点）	三重県道59号線
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道151号
一般国道151号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道474号
（既指定箇所の削除）		
一般国道42号	三重県尾鷲市南浦（尾鷲南インター交差点）	一般国道42号（熊野尾鷲道路）

⑶　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。